

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港の利得税-決算期

決算期は以下の各項のいずれかです。

1. 当該課税年度 3 月 31 日までの一年
2. 期末が 3 月 31 日でない場合、当該課税年度 3 月 31 日までの一年以内に終了した会計年度
3. 開業、廃業、又は決算日変更の場合、香港『税務条例』第 18C 条、18D 条又は 18E 条に規定されている特定期間
4. 開業又は廃業について、以下のいずれかに該当する場合、特例として処理されます。
 - 業務の全部又は一部を譲渡し、又は他人に経営させる場合
 - 1974 年 4 月 1 日前に開業し、1979 年 4 月 1 日以降に廃業した場合

開業

香港『税務条例』第 18C 条により、開業の場合は決算期が以下の各項のいずれかです

1. 一回目の決算日が当該課税年度内のある日である場合、決算期は開業日から決算日までの期間です。
2. 一回目の決算日が 1 年以上経つ日に設定し、且つ開業年度の翌課税年度内のある日である場合、決算期は税務局局長によって決定されます。
3. 一回目の決算日が 1 年以内に設定し、且つ開業年度の翌課税年度内のある日である場合、開業年度の課税所得はないと見なされます。

廃業

香港『税務条例』第 18D 条により、廃業の場合は決算期が以下の各項のいずれかです

1. 廃業年度の前年度末の翌日から廃業日までの期間
2. 開業年度の翌年度に廃業し、且つ香港『税務条例』第 18C(2)条に従って開業年度の課税所得がないと見なされた場合、決算期は開業日から廃業日までの期間です。
3. 1974 年 4 月 1 日前に開業し、1979 年 4 月 1 日以降に廃業した場合、決算期は別途規定されます。

決算日変更

香港『税務条例』第 18E 条により、決算日変更はある課税年度に発生する以下の事情のいずれかに基づいています。

1. 翌年度の同じ日に決算を行わない場合
2. 翌年度の決算期が 1 日以上に設定する場合

香港『税務条例』第 18E 条により、上記の場合に、税務局局長は変更の当該年度及びその前年度の課税所得を査定するために、適切な決算期を設定する権利があります。

データソース: 香港税務署ウェブサイト

https://www.ird.gov.hk/chs/tax/bus_pft.htm#a04

参考資料:

「香港税務申告サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

